

核兵器禁止条約の参加・調印・批准の議論を進めること
を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、国連加盟国の約3分の2の賛成を得て、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への参加・調印・批准が開始され、2021年1月22日に発効しました。現在92か国が署名し、68か国が批准しています。

奈良県内でもこうした主旨に賛同・推進する意見書採択が今年で17自治体となり、世界で戦争が起きる状況下、党派を超えて非核平和の思いが強くなっています。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。また、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記しています。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民の長年にわたる悲願であり、核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められています。

2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇をおこないました。その後も繰り返し核使用の脅迫をおこないながら侵略を続けています。これは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものです。

2023年11月に条約の締約国会議が開催予定ですが、議論を進めるべきオプザーバー参加を求める政党は共産、公明、維新、立憲民主、国民民主、れいわ、社会民主党に至り、条約参加の国民世論調査は7割を超えています。

いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たねばなりません。よって核兵器禁止条約に参加、調印、批准するための議論を進めることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 5年 9月21日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣